

保健福祉審議会地域共生専門部会 本市の包括的支援体制構築に係る取組の進捗状況について（報告）

1 概要

令和 3 年度から令和 7 年度の 5 か年を計画期間とした「第 3 期廿日市市地域福祉計画」（以下「第 3 期計画」という。）に基づき、地域福祉推進に係る取組を土台としながら、令和 3 年度から開始した重層的支援体制整備事業の展開を軸とした、包括的な支援体制の構築に取り組んでいる。

令和 3 年度までの地域共生専門部会（以下「本専門部会」という。）の議論において明らかになったいくつかの課題を、令和 4 年度における本専門部会の「議論の柱」として整理したうえで、関連施策を展開してきたところである。

2 「第 3 期廿日市市地域福祉計画」の体系及び議論の柱

（1）「第 3 期計画」の施策体系（計画 P16 参照）

**基本理念：誰もが つながり合い 一人ひとりが
 幸せを感じながら暮らせる 多様な選択ができるまち**

基本目標・行動目標

- 基本目標 1 多様性を受け入れる「ふくし文化」の創出
- 基本目標 2 つながりの礎となる日々の暮らしの再考
- 基本目標 3 暮らしを守る安心・安全のセーフティネット
- 基本目標 4 多様な選択肢を生み出す新しい支え合いの成熟

協働プロジェクト

- 協働プロジェクト 1 包括的な支援体制の構築
- 協働プロジェクト 2 避難支援活動の実践支援と庁内連携体制の構築

成年後見制度利用促進（廿日市市成年後見制度利用促進計画）

再犯防止・更生支援（廿日市市再犯防止推進計画）

（2）令和 4 年度「議論の柱」

議論の柱	趣旨
I 相談支援機能の発揮	廿日市市が進めようとする包括的支援体制づくりのうち、主に「相談支援」に関する取組の進捗
II 地域（自治組織や協議体）を中心とした多様な主体による見守り・支え合いネットワークづくり	「第 3 期計画」に基づく取組の進捗（見守り・支え合いづくりに係る取組、避難支援活動を中心に）
III 地域における多様な社会資源の可視化及び開発	重層的支援体制整備事業の必須事業である「参加支援事業」を中心とした社会資源に関する取組の進捗
IV 第 1 層協議体としての包括的支援に向けた方針の確立	第 2 層、第 3 層協議体の現状及び方向性の共有、第 1 層協議体として市域全体を視野に入れた議論のための課題整理

3 進捗状況と評価

（1）進捗状況の確認方法

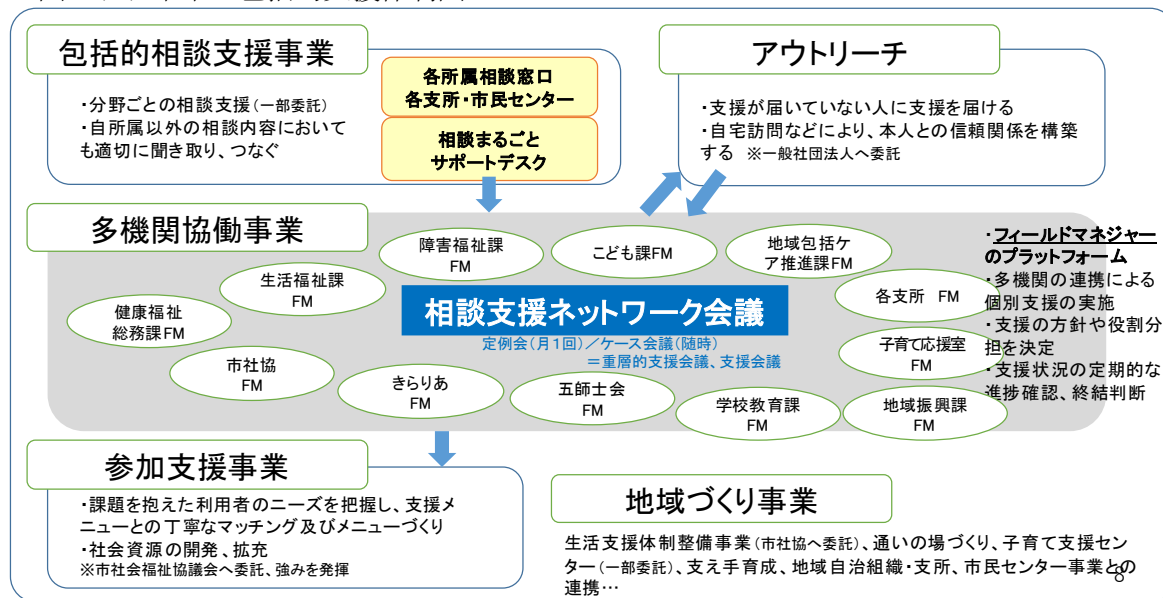
各柱における進捗（相談件数及び相談者の傾向、基本目標等に基づく各種取組の実施内容及び自己評価による達成度・進捗度、地区・地域における支え合いの仕組みの熟度など）を資料等により報告し、本専門部会委員の意見、助言を受け検証を行った。

(2) 進捗状況

【Ⅰ 相談支援機能の発揮】

- 既存の相談支援機関が持つ強みや、これまで分野別に実施してきた既存の支援が生きるよう、ある程度の縦割りは残しながら、既に構築されているネットワークを最大限に生かした体制を整えた。

図：廿日市市の包括的支援体制図



- 相談まるごとサポートデスク

相談対応を行った実績はあるが、全体的には館内案内への対応が多く、相談の入口として機能しているとは言いがたい状況であり、役割の再整理が必要である。

【Ⅱ 地域（自治組織や協議体）を中心とした多様な主体による見守り・支え合いネットワークづくり】

- 「第3期計画」理念の普及啓発、地域福祉活動の担い手育成の取組、土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）に居住する要支援者の個別避難計画づくり、市内社会福祉法人を対象とした包括的支援体制づくりに関する情報交換会の開催など、地域を取り巻くさまざまな主体を対象に、必要な取組を実施した。

【Ⅲ 地域における多様な社会資源の可視化及び開発】

- 制度の狭間のニーズに対応できるよう、市社会福祉協議会と連携して包括的支援に取り組む新たなパートナーを発掘するため、市内の企業・事業所21社に対し、ヒアリングを実施した。ヒアリング結果については、支援者間で共有できるようリスト化している。

【Ⅳ 第1層協議体としての包括的支援に向けた方針の確立】

- これまでの議論や意見、助言を経て、本専門部会が解決に向けて議論する必要があると考えられる「全市的な共通課題」を4つに整理した。
 - 地域のことを協議する場づくり（協議体）
 - 多機関の連携方策
 - 地域を取り巻く環境の変化への対応
 - これからの担い手

(3) 本専門部会委員からの意見、助言等 ※要点抜粋

- ◆ 相談窓口や活用できる施設など、よいものが多いにもかかわらず、これを知らない市民が多い。相談まるとサポートデスクも含め、ターゲットに併せた周知が必要である。
- ◆ 相談対応については、サテライト型での運営も検討されたい。
- ◆ 早期に問題に気付くことができるのは、地域の身近な範囲の人。例えば、薬局やコンビニのように、普段の暮らしの延長線上にあるものならつながることができるため、接点となる「ついで」の入口を多くつくっていくことが大事である。
- ◆ 企業・事業所との連携など、他分野の主体との連携は、具体的な「役立ち方」のイメージを例示するよい。
- ◆ 地域生活（活動、行事等）に参加せず、断ることが容易にできるようになったことから、地域を通して得られるはずのもの（「心の豊かさ、安心感、やすらぎ、一体感、達成感、役割等」＝「本質的に変わらないもの、生きていく上で必要な要素等」）に触れる機会を喪失してしまう危機感がある。
- ◆ 地域の担い手について、地域（活動、行事）への入口（きっかけ等）をどう作るかがポイントである。継続した動き（活動）となるよう、地域自治組織との連携を視野に入れ、仕組みとすることも検討されたい。

4 総括

包括的な支援体制のうち、相談支援について「受け止め、つなぐ」体制については一定程度整ったが、今後に向けては、これらの機能発揮が急務である。

このためには、地域の多様な支援ニーズに対応できるつなぎ先や、支援の出口を作っていくことに加え、地域の支え合いの仕組みづくりと社会資源開発の加速を視野に、関係機関と連携して取り組んでいく。

令和4年度における本専門部会での意見、助言を整理し、本市への提言としてまとめ、令和4年度における本専門部会での議論の結果として、市が受領することとしている。

このことは、提言の内容を本市における地域共生社会の実現に向けた施策に反映し、事業を展開することによって、再び地域へ還元されるといった好循環をつくっていくことを意図するものである。